

生ごみ処理機器購入費補助制度

刈谷市では、ごみ減量化対策の一環として、家庭から出る生ごみを減量する処理機器の購入に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助対象者

下記のいずれかに該当し、市が賦課徴収を行う税金を滞納していない者

- ・刈谷市内に住所を有している人
- ・刈谷市内に共同住宅を所有する人
- ・刈谷市内に共同住宅を建設する事業者

補助対象機器

- ・生ごみ処理機：生ごみを加熱、バクテリア等で分解し、減量するもの
- ・コンポスト容器：容量70リットル以上で、地中のバクテリア等で生ごみを分解し、たい肥化するもの

※市の販売指定店で90日以内に購入したものが補助対象です。

※1世帯につきそれぞれ1基とし、買換えについては、前回補助を受けて購入した日から3年経過すれば再び申請できます。

補助金額

- ・生ごみ処理機：店頭販売価格(税込価格)の2分の1で、上限30,000円
- ・コンポスト容器：店頭販売価格(税込価格)の2分の1で、上限5,000円

※値引き・ポイント利用がある場合は、
値引き・ポイント利用後の価格の2分の1です。
※100円未満の端数は切捨てです。

(例)販売価格 25,500円、ポイント 1,000円分利用の場合

$(25,500 \text{円} - 1,000 \text{円}) \div 2 = 12,250 \text{円}$

→ 100円未満切捨て 補助額 12,200円

裏面もご覧ください!!



購入から補助金申請までの流れ

1 販売指定店で対象機器を購入

※販売指定店および対象機器については環境推進課にお問い合わせ、または刈谷市ホームページで確認できます。

※必ず領収書(申請者の氏名・購入店名・購入機器名・購入日・購入金額が記載されているもの)を受領してください。

2 次の書類を環境推進課に提出(購入日から90日以内)

①刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書(刈谷市様式)

②領収書(レシート、手書きの領収書等)の写し

※申請者の氏名・購入店名・購入機器名・購入日・購入金額が記載されているもの

③刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付請求書(刈谷市様式)

(①と③は環境推進課窓口または刈谷市ホームページで入手可能)

★提出方法

オンライン申請に対応しました!

オンライン申請は
こちらから
(市ホームページ)

オンライン申請、郵送または直接、環境推進課へ提出してください。

ただし、郵送で提出する場合は、必ず追跡可能な方法での郵送をお願いします。なお、各種書類の提出期限は必着となりますので、余裕をもってご準備ください。

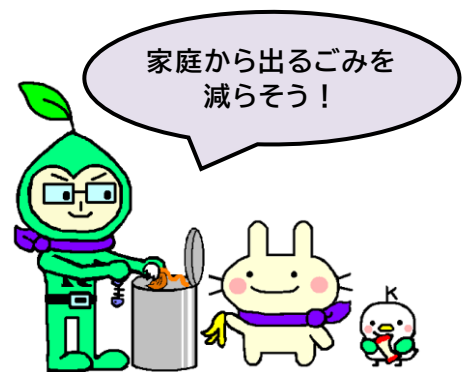


3 交付の決定

書類審査を行い、補助金交付の可否の決定を通知します。

4 補助金の振込み

請求書で指定された口座に補助金が振り込まれます。



【お問合せ先】 刈谷市役所 環境推進課 環境政策係 Tel.0566-62-1017

刈谷市ホームページ(<https://www.city.kariya.lg.jp/>)

生ごみ処理機器購入費補助制度: ページ ID 1003782

現在の申請件数や予算残額: ページ ID 1003923